

令和7年3月11日（火曜日）

文教・子育て委員会

第2委員会室

出席委員

山口 悟、金内義和、西本真造、蔭山敏明、
石堂大輔、萩原唯典、三浦充博、牧野圭輔

欠席委員

谷川真由美

開会

9時56分

こども未来局

9時56分

前回の委員長報告に対する回答

・議案第149号から議案第151号まで、姫路市立広畑、網干及び安室の各児童センターに係る指定管理者の指定について、指定管理者制度は複数の事業者が競争することで、質の高いサービスの提供が期待できるものであり、今後も引き続き、競争性の確保に向けた取組を推進されたいことについて

指定管理者の更新については、複数の事業者に応募してもらえよう、新規参入しやすい条件を整えるとともに、市内で保育園等を運営している社会福祉法人や指定管理業務を受託している事業者への周知に努めるなど、今後も引き続き、競争性の確保に向けた取組を推進していく。

・令和6年6月に支給した放課後児童支援員の期末手当及び勤勉手当において、計算の基礎となる金額の入力誤りにより、本来の支給額よりも過大に支給した事案について、今後同様の事案が発生しないよう確認を徹底し、再発防止に努められたいこと、判明後、議会に対する速やかな報告が行われなかったことに対し、今後遅滞なく確実に報告されたいことについて

複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めるとともに、議会に対する速やかな報告を行っていく。

付託議案説明

- ・議案第19号 姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- ・議案第34号 姫路市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- ・議案第35号 姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- ・議案第36号 姫路市立学校条例の一部を改正する条例について
- ・議案第37号 姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第38号 姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第39号 姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

報告事説明

- ・姫路放課後児童クラブのあり方の検討結果について
- ・姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」に関する市民意見（パブリック・コメント等）の募集結果について
- ・姫路市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について（こども未来局所管分）
- ・幼保連携型認定こども園運営事業者の公募について
- ・こども誰でも通園制度モデル事業実施事業者の募集について
- ・教育・保育給付費における会計検査院から受けた指摘後の経過について

質疑・質問

10時42分

（質問）

姫路市放課後児童クラブのあり方の検討結果について、サウンディング型市場調査の結果、公設民営に向けた準備を進めることが適当とのことであるが、委託費用等についてどのように考えているのか。

（答弁）

民間事業者に放課後児童クラブの運営を委託することになれば、人件費や施設の管理費などを考慮した委託料を予算計上することになる。

（質問）

サウンディング型市場調査に応募があった5団体はどのような団体なのか。

（答弁）

運営実績のある事業者に広く声をかけた結果、5者

から意見をもらった。

5 者は全て株式会社で、NPO 法人や社会福祉協議会は含まれていない。

(質問)

放課後児童クラブの利用料の取扱いはどうなるのか。

(答弁)

現在と同様に利用者から市に納めてもらう。

(質問)

パブリック・コメントでは、民営に反対する意見が 59 件あり、市民の不安が大きいのではないかと感じる。利用者にはどのように周知しているのか。

(答弁)

放課後児童クラブの民営化について、特別に周知していない。こども計画の中で放課後児童クラブの充実に関連して民営化の検討を進める旨を示し、意見を求めたものである。

(要望)

積極的に周知がなければ、市民が情報にたどり着けない可能性がある。今後、保護者や民間の放課後児童クラブにも周知し、意見を聞きながら調整を進めてもらいたい。

(質問)

埼玉県ではスキマバイトとしての放課後児童支援員となることが物議となっていたが、そのような形の雇用は考えているのか。

(答弁)

その事例は把握していないが、民営化した場合、より柔軟な勤務時間が考えられる。しかしながら、短時間のアルバイト感覚では難しいと考えている。

今後、事業者が決まれば、適切な従業員の確保について話し合っていく。

(質問)

国の法改正等に伴い、改正するこども未来局所管の条例が複数あるが、本市に何か影響があるのか。

(答弁)

本市に対する大きな影響は生じない。

個別に説明すると、幾つかの条例において、栄養士法改正による文言変更を行っているが、栄養士免許を所持していなければ管理栄養士免許を取得できなかったものが、管理栄養士免許を直接取得できるように

なったものである。

次に、地域型保育事業に関する条例改正については、国の省令の変更を踏まえたものであるが、姫路市ではその対象となる地域型保育事業を認可していない。

また、保育教諭等資格要件等の特例延長に関しては、現在認めている特例を 2 年間延長するものである。

最後に、児童手当の法改正により親子共に 18 歳までのものが母子生活支援施設に入った場合、その親子共々施設が金銭管理を行うことになる改正については、現時点で市内の施設に該当者はいない。

(質問)

姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」（以下「姫路市こども計画」という。）について、分かりやすくまとめた、やさしい版を作成しているが、その中に「若者が、それぞれの夢や希望に応じて、進学したり就職できるように取り組みます。」「結婚したい若者が結婚できるようサポートします。」との記載があるが、頑張っているというような表現でなければ、頑張らなくても行政がサポートしてくれるという誤ったメッセージを与えるのではないのか。

(答弁)

行政の立場として、サポートが必要な全ての若者がいつでも気軽に使えるような仕組みを整えておくことが重要であると考えている。

(質問)

議案第 19 号、姫路市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、既に保育所・認定こども園として運営しているところは、当該条例の基準を満たしていると考えてよいか。

(答弁)

既存の認可の保育所・こども園では満たしている基準ではある。こども誰でも通園制度の基準の新たな条例において、その基準を記載したものである。

(質問)

姫路市こども計画について、他のパブリック・コメントと比べ、非常に関心が高いのではないと思う。

約 600 件の意見提出があったとのことだが、これらの意見は特定の学校園からなのか、それとも広く意見提出があったのか。

(答弁)

パブリック・コメント実施前に、小中高の校長会において事前説明を実施しており、意見の応募状況を見ると、同じ時間帯にまとめて提出されているものがあるため、授業等で児童生徒に「意見を出してみてはどうか。」と働きかけた教員もいるのではないかと考えている。

(質問)

城東幼稚園・城東保育所について、私立の幼保連携型認定こども園として建て替え整備を行うために、整備・運営事業者を公募するとのことである。

土地は有償貸付けするとのことであるが、有償となった経緯を説明してもらいたい。

(答弁)

有償としているのは、施設整備を行っている他の私立施設とのバランスを考慮し、公正公平な負担を求めるためである。

(質問)

適正な価格設定を行い、事業者が参入しやすい形で進めてもらいたいどうか。

(答弁)

民間事業者の運営が成り立つ賃料でなければならない。賃料が子どもたちの保育環境に影響を与えないよう、十分に考慮しながら検討していきたい。

(質問)

手柄幼稚園・手柄保育所について、市有地がないため、整備・運営事業者の自己所有地か借地を確保するとのことである。市有地がないので、このような選択をせざるを得なかったのかと思うが、応募の見込みはあるのか。

(答弁)

手柄校区内での整備を念頭に置いており、敷地確保が容易でないことは認識している。

令和 9 年 4 月の開園を予定しており、現在の幼稚園・保育所敷地を利用した場合、在園児の受入先の確保が困難なため、このような形での公募となっている。

まだ公募を開始していないので、応募の見込みは想定しにくいですが、事業者からの問合せは受けている。

(質問)

適地があれば手柄校区に限らないということなのか。

(答弁)

現段階では、手柄校区内で施設を確保したいと考えている。

(要望)

令和 9 年 4 月の開設に向けて、市と応募事業者の協議がスムーズに進むよう取り組まれない。

(質問)

城東保育所、手柄保育所で実施した保護者説明会の様子を説明してもらいたい。

(答弁)

保護者から「費用負担がどうなるのか。」「保育方針のよい点を引き継いでほしい。」などの意見があった。

(質問)

こども誰でも通園制度について、モデル事業の実施に当たり 30 程度の事業者を見込み募集したところ申込みがあったのは、7 事業者であったとのことだが、申込みが低調となった原因は把握しているのか。

(答弁)

申込みがなかった事業者に聞き取りをしたところ、当該事業は新規事業であり、年度当初からの準備手続が必要となるため、十分な人材確保ができないおそれから申込みを見送ったという声を聞いている。

(質問)

一般型や余裕活用型などの事業類型があるが、7 事業所はどの類型での応募であったのか。

(質問)

全て一般型での応募である。

(質問)

当初 30 程度の事業者を見込んでいたのならば、7 事業者では足りないと思うが、公立施設でも実施する計画があるのか。

(答弁)

令和 6 年度と同様、令和 7 年度も 3 か所で実施を継続する。実施場所は、今年度のニーズを踏まえて決定する。

(質問)

令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国で本格実施されとのことであるが、それに当たり再度の公募は実施するのか。

(答弁)

令和 7 年度に課題を見極め、本格実施に向けて準備を行うが、7 園では十分ではないため、第 2 期に向け

た公募も検討したい。

(質問)

札幌市では市の補助金と 300 円の利用料では運営が難しいとの意見があり、国へ要望していくとのことであった。本市も事業の成功に必要な金額について検討していると思うがどうか。

(答弁)

国の予算とも関連するため、動向を注視していく必要があるが、多くの事業者が安心して運営できるような金額設定について国に伝えていきたい。

(質問)

各施設は人員に余裕がないと思うが、保育従事者を 2 人配置しなければならないのか。

(答弁)

保育所と同様の配置基準に基づいて計算するため最低 2 人となる。

しかしながら、国の制度設計では、半数以上が保育士資格が必要であるとのことであり、資格を持たない人でも従事できる。その辺りは、各施設が人員配置基準を見ながら考えていくことになると思う。

(要望)

全員が有資格者であること望ましいが、保育士確保が難しい現状がある。

事故の発生は最も避けるべきことであるので、保育従事者に対する研修をしっかりと行いながら、よりよい形で進めてもらいたい。

(質問)

公立施設について 3 園のままで増やすことはないのか。

(答弁)

公立施設でのこども誰でも通園制度について、令和 7 年度は少なくとも令和 6 年度と同様に 3 施設とする予定である。公立施設の必要性を見極め、令和 7 年度の第 2 期以降の状況を見ながら、公立施設での子ども誰でも通園制度の施設数については検討していきたい。

(要望)

新しい制度であり、令和 8 年度の本格実施までの期間で様々な課題が出てくる。

子どもたちと保護者にとって、国が決めた制度がよりよい形になるように、事業実施に向けての課題解決

に取り組んでももらいたい。

また、各施設は通常の保育でも職員確保が困難な状況であり、より多くの職員確保ができるよう、令和 7 年度主要事業にも掲げる保育士等確保対策の推進により保育士不足の解消に努められたい。

(質問)

放課後児童クラブのサービスの質の向上及び支援員等の安定的な確保等を実現するため実施したサウディング型市場調査の結果、公設民営化に向けた準備を進めるとのことであるが、香寺、北部、中部第一からなる第 1 ブロックから始めるのはどのような理由によるものなのか。

(答弁)

各ブロックは、児童数の多いエリアと少ないエリアを組み合わせ、可能な限り地理的に連続したエリアでまとめており、第 1 ブロックは、現在、放課後児童支援員の確保に困難さがある地域であることや、市街地から郊外部までの様々なエリアが含まれていることから他のブロックへの展開を見据えて最初に取り組むこととし、令和 8 年 4 月から公設民営化を行うことを目標にしている。

(質問)

5 ブロック全てを民営化するタイミングは決まっているのか。

(答弁)

5 ブロックに区域を分け、民営化も順を追って進めていく。

具体的には、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年で市内全域を民営化できるようなスケジュールを組んでいる。

(質問)

現在の職員が新たな民間事業者の下でも働きたい場合、どのような対応になるのか。

(答弁)

基本的に継続して雇用してもらいたいのが、最終的には事業者の判断になる。

(質問)

姫路市こども計画について、子どもたちが関心を持ち、意見を出してくれたことは非常にありがたいことであり、市としても真摯に対応しているということで、非常によいことだと思うので、今後もぜひ同じように

取り組まれない。

また、子どもたちに向け、動画で分かりやすく伝えるのも必要だと思う。教育委員会が動画で「姫カツ」について伝えているように、今回のプランを動画で説明することを考えてもらいたいがどうか。

(答弁)

動画は、子どもたちにとって非常に有効な手段だと思うので、今後検討していきたい。

(質問)

姫路市こども計画について、部局間を横断する部分があるが、計画名称はこのままでよいのか。

(答弁)

姫路市こども計画は、サブタイトルを「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」としているが、当該計画は国の複数の法律の計画を包含するものであり、こども基本法に基づく市町村の計画と位置づけ、姫路市こども計画としている。

(質問)

やさしい版の冊子のこども・相談窓口のページには各窓口のQRコードが掲載してあるが、それ以外にはQRコードを掲載しないのか。

(答弁)

別途、子どもの権利に関するホームページを作成する予定であり、その中で、相談窓口のリンクやQRコードを掲載するなど、分かりやすさには配慮したい。

(質問)

スマートフォン版は予定していないのか。

(答弁)

現在予定しておらず、PDF形式でホームページに掲載予定である。章ごとに分割するなどして、分かりやすさに配慮したい。

(要望)

複数の部局が関係するものであるので、分かりやすさには十分配慮されたい。

(質問)

放課後児童クラブのサウンディング型市場調査について、5者のうち市内事業者はどのくらい含まれているのか。

(答弁)

市内の業者は含まれていない。

全国各地で放課後児童クラブの委託を行っている

事業者などから応募があったものである。

(質問)

教育委員会との連携の有無や緊急時の対応について、各事業者からの説明はあったのか。

(答弁)

サウンディング型市場調査の中で教育委員会と連携については説明がされていた。

また、警報時の対応については、エリアごとに対応が異ならないよう、統一したルール必要であり、今後検討していきたい。

休憩

11時52分

再開

12時55分

(質問)

姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画（第2期）では、「統合再編の結果、存続する市立幼稚園においては、3歳児保育等の導入を検討する。」と明記されている。

統合再編の結果とは具体的にいつのことを指しているのか。

(答弁)

第1期、第2期、第3期で統合再編を実施するため、それぞれの期で生じる余剰人材により、3歳児保育の導入が可能かどうかを検討していくことになる。

(質問)

第3期で統合再編の対象となる園についても記載があるのはなぜなのか。

(答弁)

第2期計画の対象園は、統合再編内容やその時期についても具体的に明記しているが、第3期計画での対象園は、今後対象となることを示すため、園名を記載している。

(質問)

3歳児保育を導入していない園の状況はこども未来局も把握していると思う。

3歳児保育の導入をしないのはなぜか。

(答弁)

3歳児保育はニーズの把握が重要と考えており、私立の力を借りながら、そのニーズに応えていくという大きな方針を持っている。市立幼稚園での3歳児の受入れは、人材確保の状況も踏まえて決定していきたい。

(意見)

4歳児、5歳児だけで市立幼稚園を維持することは難しく、3歳児保育を導入しなければ児童の確保ができなくなり閉園に追い込まれると考える。

(質問)

当該計画は、小学校区や中学校区からなるブロックごとの記載となっているが、地域の市立幼稚園数は減り、幼稚園がない小学校区もある。今後もこの考え方を継続していくのか。

(答弁)

市立幼稚園には通園区域の指定はないため、校区を超えて通園している児童もいるが、ブロックを超えて通園する児童は多くない。そのため、現段階では、市内を7つのブロックに分けて計画を進めている。

(質問)

今後、市内をブロック分けする意味がなくなるのではないのか。

(答弁)

第1期計画では、市内を13ブロックに分けていたが、第2期計画では7ブロックとしている。

今後、さらに減らすのか、全市を1つのブロックにするのかは、計画策定のタイミングで検討することになる。

(質問)

教育委員会において、「姫路の学びが、変わる」として、幼稚園から高校まで一貫通型の学びという表現がなされている。

幼稚園のない小学校区も増えてきているが、こども未来局と教育委員会で調整してのものなのか。

(答弁)

教育委員会との調整は行っていないが、幼稚園という単語の背景には、幼稚園に限らず就学前の施設に通っている全ての子どもたちが含まれていると思う。

(質問)

児童相談所設置の検討状況について説明してほしい。

(答弁)

児童相談所設置には、人材の確保と育成が課題となるため、その準備を整えたいと考えている。

また、本市を管轄する児童相談所を設置している兵庫県との連携協力体制をしっかりと構築しなければ、

将来的に本市が児童相談所を設置しても、よい体制をつくることは難しいと認識している。

総合福祉通園センターや総合教育センター等の市内の地域資源の有効活用も検討し、将来的に中核市での設置が方向付けられた時には、速やかに対応できるよう準備を進めていきたい。

(質問)

市として児童相談所を設置しなければ、対応できないような問題は生じていないのか。

(答弁)

市と県で情報を得るのに時間差が生じていることがある。

また、対象世帯の支援に必要となる世帯の詳細な情報は基礎自治体が保有しているため、市が児童相談所を設置し、その保有情報を活用していくメリットはあると考える。

(質問)

市が児童相談所を設置すれば、兵庫県との連携は不要となるのか。

(答弁)

兵庫県の管轄する周辺市町の情報があり、情報共有が必要となる場合がある。また、長年にわたって県が関わっている世帯の場合、その情報提供が必要であり、全く連携が不要になるわけではない。

(質問)

ここ数年で生じた重大事案はあるのか。

(答弁)

今年度も様々な虐待の事案は生じているが、重大事案は生じていない。

(要望)

児童相談所の設置は重い責任を伴うものであるが、先ほどの答弁にあったような県と市の情報のタイムラグが命に影響を及ぼすようなものになれば、容認できるものではない。設置の可否判断は可能な限り早い段階でしてもらいたい。

こども未来局終了

13時22分

散会

13時22分

【予算決算委員会文教・子育て分科会(こども未来局)の審査】